

ファミリーエナジー供給約款

2019年1月24日実施

Family Energy 合同会社

目次

I 総則	1
1. 適用	1
2. 約款の変更	1
3. 定義	1
4. 単位および端数処理	2
5. 実施細目	2
II 契約の申込み	2
6. 需給契約の申込み	2
7. 需給契約の成立および契約期間	3
8. 需要場所	3
9. 需給契約の単位	3
10. 供給の開始	3
11. 供給の単位	3
III 契約種別および料金	4
12. 契約種別および料金プラン	4
IV 料金の算定および支払い	4
13. 料金の適用開始の時期	4
14. 検針日	4
15. 料金の算定期間	4
16. 使用電力量の計量	4
17. 料金の算定	4
18. 日割計算	5
19. 料金の支払義務および支払期日	5
20. 料金その他の支払方法	5
21. 延滞利息	6
V 使用および供給	6
22. 適正契約の保持	6
23. 力率の保持	6
24. 需要場所への立入りによる業務の実施	6
25. 電気の使用にともなうお客さまの協力	7
26. 供給の停止	7
27. 供給停止の解除	8
28. 供給停止期間中の料金	8
29. 違約金	8
30. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	8
31. 損害賠償の免責	8
32. 設備の賠償	8

VI 契約の変更および終了	9
33. 需給契約の変更	9
34. 名義の変更	9
35. 需給契約の廃止	9
36. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	9
37. 解約等	10
38. 需給契約消滅後の債権債務関係	10
VII 供給方法, 工事および工事費の負担	10
39. 供給方法および工事	10
40. 工事費負担金等相当額の申受け等	10
VIII 保安	11
41. 保安の責任	11
42. 調査	11
43. 調査等の委託	11
44. 調査に対するお客さまの協力	11
45. 保安に対するお客さまの協力	11
IX その他	12
46. 準拠法	12
47. 管轄裁判所	12
48. 信用情報の共有	12
附則	13
1. 本約款の実施期日	13
別表	13
1. 市場連動型電力量料金	13
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	14
3. 日割計算の基本算式	14
4. 使用電力量の協定	15
5. 契約電流	16
6. 契約電力	16
7. 契約容量の算定方法	17

I 総則

1. 適用

当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この供給約款(以下「本約款」といいます。)によります。

2. 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款が改訂された場合、法令・条例・規則・消費税および地方税の税率が変更された場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社は本約款を変更することがあります。この場合、電気の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2) 当社は本約款を変更する場合、本約款の変更内容を、電子メールの送信または、当社ホームページへの掲載、その他の情報通信の技術を利用してお客さまにお知らせすることとし、関係法令等において許容される限り、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものといたします。

3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯の証明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定される遮断機であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (11) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (12) 小売電気事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業者をいいます。
- (13) 託送供給等約款
電気事業法第 18 条に規定され、一般送配電事業が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (3) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをし

ていただきます。ただし、電話等による申込みを受け付けることがあります。

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じて最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく場合がございます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。
- (3) お客さまが、転居などにより当社と需給契約を締結される場合で、小売電気事業者または一般送配電事業者と契約関係がない状態で当該需要場所において電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合は、電気使用を開始した日を需給開始日といたします。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が受諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降最初の検針日までといたします。ただし申込みを受託した日を契約成立日とし、契約期間は供給開始日(第1回検針日)から次の検針日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1月ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、当社の名称および住所、契約年月日、供給地点特定番号並びに継続後の契約期間のみを電子メールの送信または郵送によってお客さまにお知らせいたします。

8. 需要場所

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

9. 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。
電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、低圧電力、または当社料金プランのうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

12. 契約種別および料金プラン

契約種別および料金に関する詳細事項は、別紙の料金プラン表にて提供エリアごとに定めます。

Ⅳ 料金の算定および支払い

13. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

14. 検針日

検針は、託送供給等約款に定めるところにより一般送配電事業者が行います。検針日は、託送供給等約款に定める検針日といたします。

15. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

16. 使用電力量の計量

- (1) 当社は、原則として一般送配電事業者による検針によって計量されたものを使用電力量とし、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量といたします。当社はその使用電力量を当社ホームページ上のお客さまページへの掲載、もしくは毎月の明細への記載によりお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は別表 4(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

17. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 15(料金の算定期間)に定める検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

18. 日割計算

(1) 当社は、17(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金は別表 3(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3(日割計算の基本算式)(2)より算定いたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

17(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また 17(料金の算定)(1)のロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

19. 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は以下の日に発生いたします。

- イ 検針日以降で当社にて請求が可能となった日
ただし 17(使用電力量の計量)(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日以降で当社にて請求が可能となった日といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社にて請求が可能となった日

(2) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

20. 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて次のいずれかの方法により支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

- イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客様が料金を(1)ロでお支払いされた場合、当社は原則として、請求書の発行およびお支払いにかかわる手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けます。

(3) お客様が請求書の再発行等で紙面によるお知らせを希望される場合は、お知らせの発行にともない要する費用に相当する金額を申し受けます。

(4) お客様が料金を(1)イ、ロ、またはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金とそのクレジット会社により当社が指定し

た金融機関等に払い込まれたとき

- (5) 当社は(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (6) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (7) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときは、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

21. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 20(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 12 パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上に保持していただきます。

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器当需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。), 改修または検査
- (2) 45(保安に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験, 契約負荷設備, 契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 26(供給の停止), 35(需給契約の廃止)(1)または 37(解約等)により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立, 変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な業務

25. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。), その他の法令等にしたがい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

26. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合その他託送供給等約款に定めのある場合は一般送配電事業者により、お客さまについて電気の供給が停止されることがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 託送供給等約款に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合で、当社が一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合その他託送供給等約款に定めのある場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者はそのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

27. 供給停止の解除

26(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者はすみやかに電気の供給を再開いたします。

28. 供給停止期間中の料金

26(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1月」として算定した料金を申し受けます。

29. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

30. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

31. 損害賠償の免責

- (1) 30(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 26(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または37(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

32. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

33. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合には、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、契約種別、契約電流、契約電力等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用いたします。

34. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

35. 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

(2) 需給契約は、37(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等に基づき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

(3) お客さまが供給開始前に当社への申込みを撤回されるなどによって、小売電気事業者との小売供給契約が存在しない状態となった場合、電気の供給が停止する恐れがありますので、お客さま自ら、他の小売電気事業者と契約手続きを行っていただくなどの措置をとっていただく必要があります。

36. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さまが、契約容量等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量等を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約容量等の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求め

られた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

37. 解約等

- (1) 26(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約することがあります。
 - イ お客さまが 19(料金の支払義務および支払期日)で定める期日までに料金その他の債務を支払わない場合
 - ロ お客さまが本約款で定めるほかの需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他の債務)を支払わない場合
 - ニ その他お客さまが本約款に違反した場合
- (3) お客さまが、36(需給契約の廃止)(1)による通知をされずに、その需給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるために処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

38. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

39. 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

40. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送供給等約款に基づき当社の負担で施設し、または取り付けるとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

Ⅷ 保安

41. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

42. 調査

(1) 一般送配電事業者は、法令で定めるところより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行います。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏洩電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合されるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

(4) なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行います。

43. 調査等の委託

(1) 一般送配電事業者は、42(調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)に委託することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書により、お客さまにお知らせいたします。

44. 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 一般送配電事業者は、42(調査)(1)により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

45. 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認

めた場合

- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みま
す。)の設置, 変更または修繕工事をされる場合は, あらかじめその内容を一般送配電事業者
に通知していただきます。また, 物件の設置, 変更または修繕工事をされた後, その物件が一般送
配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には, すみやかにその内容を一般送
配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において, 保安上特に必要があるときには, 一
般送配電事業者は, お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX その他

46. 準拠法

本約款に関する権利義務は, 日本法に準拠し, これにしたがって解釈されるものといたします。

47. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については, 東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

48. 信用情報の共有

当社は, お客さまが37(解約等)(2)イ, ロまたはハに該当する場合には, 当該需給契約に係る名義,
需要場所および料金の支払状況等について, 他の小売電気事業者へ提供することがあります。

附則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2019年1月24日から実施いたします。

別表

1. 市場連動型電力量料金

(1) 市場連動型電力料金単価

各月の市場連動型電力量料金単価は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット取引におけるシステムプライス(以下「システムプライス」といいます。)等に基づき、次の算式によって算定された値といたします(市場連動型電力量料金単価算定期間におけるスポット取引がすべてシステムプライスで約定したと仮定した場合の1キロワット時あたりの平均単価)。

<市場連動型電力量料金単価算定式>

市場連動型電力量料金単価 = (市場連動型電力量料金単価算定期間におけるスポット取引の30分ごとの約定総量×当該30分ごとのシステムプライス)÷市場連動型電力量料金単価算定期間におけるスポット取引の約定総量の市場連動型電力量料金単価算定期間の総和(小数点以下第3位を切り捨て)

※経済情勢などその他の要件も踏まえた上で、当社で算出いたします。

(2) 市場連動型電力料金単価の適用

各市場連動型電力量料金単価算定期間のシステムプライス等によって算定された市場連動型電力量料金単価は、その市場連動型電力量料金単価算定期間に対応する市場連動型電力量料金単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各市場連動型電力量料金単価算定期間に対応する市場連動型電力量料金単価適用期間は、次のとおりとします。

市場連動型電力量料金単価算定期間	市場連動型電力量料金単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分

毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの 期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの 期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 5 月ご使用分

(3) 市場連動型電力量料金の算定

市場連動型電力量料金は、その 1 月の使用電力量に(1)によって算定された市場連動型電力料金単価を適用して算定します。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社ホームページに掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。再生可能エネルギー発電賦課金は、その月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減税額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3. 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は次のとおりといたします。

(1) 基本料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし 17(料金の算定)(1)ハに該当する場合は

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ トラディショナルプラン

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ イージープラン

$$1 \text{ 月の該当電力量料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2)によって算定された電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

4. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量、または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(1) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 前 3 月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

5. 契約電流

- (1) 契約電流は 10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペア, 60 アンペアのいずれかとし, 当社とお客さまとの協議によって定めます。
- (2) 一般送配電事業者は, 契約電流に応じて, 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし, お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には, 当該一般送配電事業者は, 電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

6. 契約電力

- (1) 契約電力とは, 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (2) 各月の契約電力は, 次の場合を除き, その 1 月の最大需要電力(託送供給等約款に定める接続供給電力の最大値をいいます。)と前 11 月(特別の事情がある場合は, 前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうち, いずれか大きい値といたします。なお, 契約電力の単位は, 1 キロワットとし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし, 算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は, 契約電力を 0.5 キロワットといたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は, 料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は, その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで(特別の事情がある場合は, 料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうち, いずれか大きい値といたします。ただし, この供給条件により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には, この供給条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は, 契約電力の決定上この供給条件によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 需要場所における負荷設備を増加される場合等で, 増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月(特別の事情がある場合は, 前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは, その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は, その期間の最大需要電力と前 11 月(特別の事情がある場合は, 前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし, その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は, その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で, 1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきは, 減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は, その期間の最大需要電力と前 11 月(特別の事情がある場合は, 前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし, 減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については, その期間の契約電力といたします。)は, 需要場所における負荷設備の内容, 1 年間を通じての最大の負荷, 同一業種の負荷率, 操業度等を基準として, お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし, 減少された日以降 12 月の期間で, その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち

いずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

7. 契約容量の算定方法

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$1 \text{ 契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$